

高速道路料金助成事業に対する意見 7日の地域協議会での意見

資料7

	意見	対応方針(回答)
1	<p>なぜETC装着でないとダメなのか。                  ふるさと帰還通行カードと同等でないとダメではないか。30km圏内と変わらないように。                  自家用車に限っているようだが、トラックなども該当させるべきではないか。</p>	<p>ふるさと帰還通行カードは法律改正を要するため不可。利用者本人確認の観点から現金による領収書は確認できないことからETC利用による償還払いということに。                  また、ふるさとへの帰還については、家族でいどうすることで乗用車の類ということで、業務用は非該当に。 <b>業務用も対象といたします。</b></p>
2	<p>震災後に転入した私のような場合には該当にならないのが残念です。これでは、市民が一体とはならない。</p>	<p>ふるさと帰還通行カードに合わせた形のため、現在は該当としない方向です。</p>
3	<p>新しく転入してくれた方については、人口を増やしてもらったのだから該当としてもいいのではないか。</p>	<p>同上</p>
4	<p>今回、期間を2年とした理由については？</p>	<p>ふるさと帰還通行カードの期限に合わせた形。4月に開始できなかったのが、事業開始から2年間ということとなります。</p>
5	<p>10万円/年でいいというのが、鹿島区内に何人くらいなのでしょう。                  これまで、国のお金を活用して還元すると思っていた。しかし、市のお金を使って事業を行うということであれば、他のことに使ってもらった方がいいのでは。</p>	<p>高速道路料金助成だけではなく、10億円の基金の中で高速料金に行かなかった分は、コミュニティー活性化事業として鹿島区のために使いたいと考えている。</p>
6	<p>どこのICからの利用が対象となるのか。                  住所を残したまま市外にいった方は対象になるのでしょうか。</p>	<p>ふるさと帰還通行カードで指定されているICに鹿島のSICを加える。  <b>対象日に住民登録のある方については、対象とします。</b></p>
7	<p>山元南SICも対象にしてもらいたい。</p>	<p>検討したい。 <b>対象ICは、高速道路無料措置と同様のものに、利用促進の意味も含め南相馬鹿島SICのみを追加します。</b></p>
8	<p>最初は、ふるさと帰還通行カードと同じ考え方だと思ってました。出来れば、同様の形にしてもらいたい。                  ただ30km圏内の方でも、帰還カードの申請はしなくてもいいかなという声も聴くので、中には無料化でなくてもいい時期に来ているのではないかと考えられる。</p>	<p><b>上限額があることと、ETCカードが必要なこと以外は、ふるさと帰還通行カードの制度に近いものといたします。償還払いの形については不正防止という意味もありますので、ご理解ください。</b>  <b>ご意見として承ります。</b></p>
9	<p>義捐金分配の時を思い出した。当時は、8億円の基金を創設し、鹿島区にも同等に配分したことで、落ち着いた経過だったはず。今回も同様に10億円の基金で事業を行ってもらいたい。要望としては、わかりやすい制度にしたい。</p>	<p><b>ご要望、承ります。</b></p>

	意見	対応方針(回答)
10	朝の通勤時間は、高速の出口(特に南相馬IC)で無料の方の渋滞が本線まで続いていた。ETCのみの対応で、混雑を避けられるのはいいことだと思う。車載器がなくても、ETCカードで決済ができ申請が出来るということであればさらにいいかと思います。	ご意見として承ります。
11	地域の老人会などでサロンの一環としてバスを借りて県外に行くことがある。そのようなときにはバスも該当にしてもらいたい。コミュニティ活性化事業で事業化できないか？	コミュニティ活性化事業で対応できるかどうか検討する。マイクロバスも対象とします。
12	23年3月11日に鹿島に居たものの、その後亡くなった方は対象になる？	亡くなった方は対象外
13	高速道路に乗らない方は対象にならないようですが、なにか代わりになる形にはなりませんか？	ふるさと帰還カードの制度でも使わない方がいます。今、考えている制度では、家族の中でETCカード1枚あれば家族分の枠で
14	23年当時、鹿島で中学、高校だった子供たちが、現在、就職や進学で県外に行っている。その子供たちが故郷に帰ってくる際に利用できるようにするとともに早く事業化してもらいたい。	転出者については、検討していきたい。転出者についても対象といたします。
15	ふるさと帰還通行カードと素案の制度の比較は可能ですか。資料にしていれば検討したい。	即用意します。(8日に配布済み)
16	資料を作って渡していただければ、意見を回答できるが。	同上
17	償還払い申請の際は、代表者による申請になりますか？	家族内で相談頂いて、まとめてでも個別でもできるような形にしたいと思います。
18	ETC利用分の請求は、Nexcoへ市で要求するのでしょうか？ 償還払いの請求をした場合、支払いまでどのくらいの時間を要しますか？	申請書(承諾書)を挙げてもらえば、市でNexcoからもらう形にしたいと思います。 四半期ごとにまとめて支払う形にする予定です。目安として、長くて3か月後あたりになるかもしれません。
19	ETCカードを2枚(個人・法人)持っている場合は	どちらか1枚のみの登録をお願いいたします。
20	ETCカード対象だと、土日祝日割引があるので、予算の有効活用になるので進めてもらいたい。	ご意見として承ります。
21		

高速道路料金助成事業に対する意見 9日までの意見回答一覧

	意見	対応方針
1	30km圏外の鹿島区の市民全員的高速道路料金助成事業については賛成です。	ありがとうございます。意見として承ります。
2	実施期間の延長はあるのか、 対象者は、転出者も転入者もすべきと思う。 助成上限はなしとすべきと思う。(格差解消とならない) ETCを新たに対応するためにはお金が必要であり、ETCがなくても利用可能にするべきと思う。(格差解消とならない) バス、トラックも対象とするべきと思う。(格差解消とならない) 使用しやすい方法、実行しやすい方法でお願いしたい(格差解消とならない)	延長は、今のところはありません。 23年3月12日以降に転出した方は含みますが、転入した方は含みません。 2年間で10万円/人となります。 ETCカードがあれば、一般レーンでも精算可能なので、不正請求防止も含めて素案の通りとします。 バス、トラックも有効とします。 申請についてはわかりやすい形にします。
3	3月12日以降の転入者にもカードの使用を コミュニティ活性化に関する事業等の基金を削っても転入者も受けられる様をお願いしたい。	ふるさと帰還通行カード同様とするので対象外とします。
4	今回の高速料金助成事業に対する件について今まで無料措置の対象者以外の鹿島区住人として、少し評価ができるのかとの思いがしております。素案については概ね賛成できます。 そのうえで、 簡単で分かりやすいルールを作る(難しい、あるいは、ややこしいルールは避ける)。 スピード感を持って、進めていただきたい。 等、お願いします。	できるだけご意見の通り進めて参りたいと思います。
5	実施期間について ふるさと帰還カード利用者と、終了時期を合わせた方が良いのではないかと。市内の統一を考え、混乱をさけるため。 「ETCカードで、一般レーンで支払う」という説明があったが、「クレジットカードで、一般レーンで支払う」ことはできないのか？ETCカードはあくまでも車載器と共に使うことによって用をなすものではないのか？一般レーンで使えるとは聞いたことがない。 平成23年3月12日以降に転入された方へも対象にという意見もあったが、「ふるさと帰還カード」の対象になっていない者を対象にしてしまうと、「ふるさと帰還カード」の対象地域に居住する「平成23年3月12日以降に転入した者」との新たな格差が出るのではないかと。慎重に検討すべきと思う。	期間については、公約の中で2年間としていることから、素案の通りといたします。 ETCカードは一般レーンでも精算できますので、車載器がない場合はETCカードのみお持ちになれば大丈夫です。 ふるさと帰還カードと同様といたします。

	意見	対応方針
6	<p>新事業の目的を格差解消としていますが、それでは、単なる金銭給付と受け取られかねないと思われます。</p> <p>については、例えば「生活再建に向けた鹿島区民の活動に対する支援」を事業目的と明示し、格差解消はあくまで背景として整理してはどうでしょうか。</p>	<p>今回の事業については、市民が一体となって本市の復興を進めるために行うものということをご理解いただきたいと思います。</p>
7	<p>高速道路利用料金助成事業(素案)の比較表を見せていただきました。この案で議会にかけていただいてぜひ30km圏外の高速道路だけでも格差をなくしてもらえればうれしいです。</p> <p>マイクロバスも対象外のようなのですが、30km圏外の方々が、親睦旅行をする場合なども、別な形(コミュニティ活性化事業)で助成が受けられればとても助かります。</p>	<p>マイクロバスでも対象とするようにいたします。</p>
8	<p>原発の事故から7年、いろいろな苦難を乗り越えて、少しずつながら復興に向かい始めてきているようにも思います。当方も娘が南相馬市で震災にあい、放射線の心配のため東京に避難し、そのまま東京人となり、実家の小高の古里もなくなりました。寂しさや悔しさはいろいろな形で心を蝕みますが、本来の生活を奪われた大変さは30km圏外に比較にならないと思います。ですが、7年も過ぎた現在は、高速道路の料金も自前の時でもある。と考えます。</p> <p>市長さんの公約でもありますので、実施が条件だとすれば、返還金を出資という形で10億円を鹿島区の将来の構想に役立て、その出資に見合う返金を行う事はできないでしょうか？</p> <p>方法として</p> <p>公募による策定</p> <p>これにより鹿島区の活性化がはかれる。</p> <p>返金は2年間の高速使用の料金に年数の利率をプラスして、鹿島区で使用できる商品券とする。</p> <p>バイオガスステーションを建設して循環型の社会をつくる。</p> <p>し尿や生ごみを活用し、環境や農業、食にメタン発酵の液肥、電気を使用、30年後の南相馬の発展に活用。出資者には、株主として商品、配当金を送る。(バイオステーションについては市にご提案いたしております。)</p>	<p>現時点では、高速道路利用料の助成を中心として考えているところですが、料金助成以外においても「市民の一体感の醸成に必要な鹿島区の事業等」にも基金を活用できるようにします。今後は、鹿島区の皆様の意見を聞きながら、目的に沿えるような事業に活用してまいります。</p>
9		
10		
11		
12		